

平成 22 年 5 月 3 1 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人 品質管理部  
アカウントティング・サポートグループ

**「退職給付に関する会計基準（案）」及び  
「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 22 年 3 月 18 日付で公表されました「**退職給付に関する会計基準（案）」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」**（以下「基準案」及び「適用指針案」）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

## 記

**（１）重要性の基準と数理計算上の差異の遅延認識について**

【意見】 「基準案（注 8）」にある割引率等の計算基礎に関する重要性の基準を廃止すべきである。

【理由】 「基準案（注 8）」では、割引率等の計算基礎に重要な変動が生じていない場合にはこれを見直さないことができると記載されている。この基準は国際的な会計基準が採用する回廊アプローチと同様、数理計算上の差異を遅延認識するための処理であるが、特に、退職給付債務の計算に大きな影響を及ぼす割引率に係る 10%の重要性基準（「適用指針案第 30 項」）を適用すると本来あるべき退職給付債務が算定されず、今回の重要な改正点である退職給付債務から年金資産を控除した額を貸借対照表に計上し、退職給付制度に係る積立状況を示すという意義を損なう結果となる。

一方、国際的な会計基準で導入されている回廊アプローチでは、割引率、その他の基礎率（昇給率、退職率等）などすべての要素を考慮して計算された退職給付債務から年金資産を控除した額を貸借対照表に計上し、遅延認識すべき部分が明らかになるため、本来あるべき退職給付制度に係る積立状況を正しく示すことができる。

重要性の基準は、回廊アプローチとの比較で残されたと考えられるが、貸借対照表に退職給付債務を正しく計上するために重要性の基準は廃止すべきと考える。

## （２）退職給付見込額の期間帰属方法の見直しについて

【意見】 期間定額基準と給付算定式に従う方法の選択適用ではなく、給付算定式に従う方法を原則とし、期間定額基準は退職給付債務の増加が勤務期間に対して比例的であると認められる場合に限り採用できるとすべきである。

【理由】 退職給付債務の各年度の増加（勤務費用）は、退職給付が労働の対価として稼得されるものであることから、ある会計期間に提供された労働サービスに対する報酬として、退職給付規定に基づく給付算定式で算定された金額とする方法が退職給付見込額の期間帰属方法として合理的であると考えられる。また、国際的な会計基準でも退職給付見込額の期間帰属方法は退職給付制度の給付算定式に基づく方法である。したがって、コンバージェンスの観点からも給付算定方式を採用すべきと考える。

ただし、期間定額基準は、国際的な会計基準では採用されていないが、期間配分の方法として広く日本に定着し、また計算方法も簡便であることから、退職給付債務の増加が勤務期間に比して比例的であると合理的に説明できる場合に限り、採用することができるという規定にすべきである。

## （３）割引率について

【意見】「適用指針案第 14 項および 24 項」では、割引率は給付見込支払日までの期間ごとに設定された複数のものを使用することを原則的な考え方とするとしているが、複数の割引率の使用を原則と記載する必要はなく、給付見込支払日までの期間を反映すべきとの記載にとどめるべきである。また、（１）で記載しているように、割引率に係る 10%の重要性基準（「適用指針案第 30 項」）については廃止すべきである。

【理由】

割引率が給付見込支払日までの期間ごとに設定されることは理論的に正しいが、国際的な会計基準でも、割引率は給付の支払の予測されるタイミングを反映すべきであると記載されており、実務的には給付見込み支払日までの期

間や金額及び通貨を反映した単一の加重平均利率の使用を例示としてあげている。従って複数の割引率の使用をあえて記載する必要はないと考える。

#### (4) 小規模企業等における簡便法の容認について - 容認の範囲

【意見】 簡便法の容認される小規模企業は人数規模等の明確な数値要件を設けるのではなく、基本的には原則法を用い会社が影響軽微と判断した場合にのみ簡便法の適用を認めることとすべきである。

【理由】 簡便法が容認される小規模企業の範囲として、加入者 300 名という人数要件があるが、本来は制度設計や受給者数等様々な要素を考慮にいれて影響額の多寡を判断して簡便法の適用を認めるべきと考えられる。

以 上